

## DRAFT – FOR INTERNAL USE ONLY

### カリフォルニア州魚類野生生物局ニュース速報

2015年12月31日

メディア担当:

CDFW Communications、ジョーダン・トラヴェルソ、(916) 654-9937

#### 州南部でのイチョウガニの商業漁業およびアメリカイチョウガニの遊漁解禁

2015年12月31日、カリフォルニア州魚類野生生物局(CDFW)およびカリフォルニア州漁業狩猟委員会(委員会)は環境保健有害性評価局(OEHHA)の局長からカリフォルニア州公衆衛生省(CDPH)の長官と相談の結果、サンタバーバラからベンチャー カウンティの境界線、北緯35度40分(サンルイスオビスポ カウンティにあるピエドラス ブランカス ライトステーション付近)以南の本土沿岸地域で捕獲されたアメリカイチョウガニは高水準のドーモイ酸による人体に対する重大な危険性がなくなったため、有事規制に即して、漁協解禁すべきであると通告された。この判断はCDPHがCDFWおよび漁協関係者と緊密に協業して行った広範囲なサンプル採取によるものである。

委員会が11月5日、CDFWが6日に採択した有事規制に従い、現在の解禁地域、ならびに禁止地域は以下の通りである。

#### カニ漁解禁地域:

- 北緯35度40分(ピエドラス ブランカス ライトステーション)以南の本土沿岸でのアメリカイチョウガニおよびイチョウガニ遊漁
- 北緯35度40分(ピエドラス ブランカス ライトステーション)以南の本土沿岸でのイチョウガニ商業漁業

#### カニ漁禁止地域:

- 州全体でのアメリカイチョウガニ商業漁業
- 北緯35度40分(ピエドラス ブランカス ライトステーション)以北でのアメリカイチョウガニ遊漁
- 北緯35度40分(ピエドラス ブランカス ライトステーション)以北でのイチョウガニの商業漁業および遊漁
- サンミゲル島、サンタロサ島、サンタクルス島付近の水域でのイチョウガニの商業漁業および遊漁

数週間サンプルが警戒水準以下であっても、念のため、CDPH および OEHHAは釣り人や消費者にカニの内臓(「バター」や「肝」などとされる臓器)は食べないように推奨している。CDPH および OEHHAはカニ全体を調理した水やだし汁は破棄し、ソースやだし、スープやシチュなどの料理には使わないようにすべきだとも勧告している。通常カニの内臓には、身よりはるかに高いドーモイ酸が含有されている。カニ全体が液体で調理されると、ドーモイ酸が内臓から調理液へ達することもある。この予防措置は万が一解禁漁場で捕れたカニに高水準のドーモイ酸があった場合の危害回避のための勧告である。

## DRAFT – FOR INTERNAL USE ONLY

CDFWは引き続きCDPH、OEHHA、漁協関係者と緊密に連携し、安全に州全体で漁場解禁できる時期を判断するためにアメリカイチョウガニおよびイチョウガニのドーモイ酸水準を広範囲に監視していく。

###

カリフォルニア州住民は皆節水しましょう。方法は、[saveourwater.com](http://saveourwater.com) をご覧ください。

このメールには返信しないでください。このアカウントは送信メッセージ専用で、受信メールはチェックされません。本ニュース速報に関するご質問は、上記の担当者にお問い合わせください。ご精読ありがとうございました。

メールもしくはRSSフィードで**CDFW News**をご購読ください。  
[www.wildlife.ca.gov/news](http://www.wildlife.ca.gov/news) へアクセスしてください。

[www.facebook.com/californiadfw](http://www.facebook.com/californiadfw) にてCDFWのFacebookページに「いいね！」をお願いします。またツイッターは Twitter @CaliforniaDFW です。

カリフォルニア州税の確定申告を行われる際に、カリフォルニアラッコ基金（410行目）もしくは絶滅危惧種基金（403行目）への任意寄付をご検討ください。ご協力ありがとうございます。  
[www.wildlife.ca.gov/tax-donation](http://www.wildlife.ca.gov/tax-donation)

**障害を抱え、公開ミーティングやその他のCDFW活動に参加するために適切な便宜を要する方は同省の便宜コーディネータのメリッサ・カーリンへ (916) 651-1214 または [melissa.carlin@wildlife.ca.gov](mailto:melissa.carlin@wildlife.ca.gov) までお問い合わせください。**施設やミーティングへのアクセスに対する適切な便宜を図る依頼はイベントの21日前までに受領される必要があります。アメリカ手話の通訳への依頼はイベントの2週間前までに、即時字幕スーパーの依頼はイベントの4週間前までにご提出ください。こうした期間を設けるのは、依頼された便宜を確実に実行できるようにするためのものです。便宜の依頼を提出した後、何らかの都合で必要がなくなった場合は、随時便宜コーディネータにご連絡ください。